

担い手確保・経営強化支援事業実施要綱

制 定 平成28年 1 月20日付け27経営第2612号

最終改正 令和 7 年 7 月 7 日付け 7 経営第970号

第 1 趣旨

総合的な T P P 等関連政策大綱（令和 2 年12月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

また、食料安全保障強化政策大綱（令和 4 年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）に即し、農業者が急速に減少する中で、将来にわたり持続的な食料供給を維持していく必要がある。

このため、担い手の育成・確保の取組と、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立、更に将来の農地集積・集約化が見込まれる地域における担い手の農地引受力の向上など意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

第 2 目標

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

第 3 事業内容

本事業は、次に掲げる対策により構成し、必要な事項については、別記に定めるものとする。また、次に掲げる 1 及び 2 の事業にあっては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年 4 月 5 日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

1 担い手確保・経営強化支援対策

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手（以下「助成対象者」という。）が、主として融資機関から行われる融資を活用するなどして機械等の導入等の事業を行う場合（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

2 地域農業構造転換支援対策

この事業は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の早期実現を後押しするため、担い手支援計画に基づき、助成対象者が地域の農地を引き受け、地域農業の維持・発展に取り組む際に必要となる機械等の導入、リース導入等に要する経費について助成を行う事業とする。

3 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、1の事業を行う場合に活用するプロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、助成対象者（別記の第1の4の（1）のアに規定する市町村が認める者を除く。）がプロジェクト融資を活用して機械等の導入等を行う場合に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

第4 事業の推進体制等

1 事業実施主体は、本事業の周知及び要望の把握等を的確に行い、適切な実施及び農業者における実施機会の公平性を確保するものとする。

2 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3の（1）の農業経営・就農サポート活動を行う拠点をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構、農業共済組合、農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業団体（以下「関係機関」という。）との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

3 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、支援機関及び関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

4 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、本事業の効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

- 1 事業実施主体は、助成対象者の経営発展、農地の集積・集約化等の円滑な推進等を図るため、担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるとともに、助成対象者の農作業安全対策の取組促進や意識の向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者に対して、以下の取組の実施を働きかけるものとする。
 - ① 経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、支援機関の積極的な活用
 - ② ハザードマップの確認等による自然災害のリスクについての情報提供や、自然災害や感染症、大事故が発生した場合に、中核となる事業の継続や可能な限り短時間での復旧が可能となるよう、農業版BCP（事業継続計画）の策定
 - ③ 着実な経営発展に向け、自らの農業経営を客観的に把握し経営管理を行うことができるよう、青色申告の実施
- 3 本事業を実施する場合（附帯事務費に対する助成を含む。）には、環境負荷低減のチェックシート（別紙様式第6号。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県別実施計画（別紙様式第3号。市町村附帯事務費にあつては担い手確保・経営強化支援計画書（別紙様式第1号））に添付するものとする。

ただし、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをチェックシートに代えることができるものとする。

また、当該年度において、農林水産省の他の事業で既に同一自治体からチェックシートが提出されている場合には、当該自治体のチェックシートの提出は求めない。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 都道府県知事及び事業実施主体は、作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施等に係る関係書類等について、電磁的記録による保管や電子メールによる提出を認め、又、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイト等において閲覧が可能な資料については提出を求めないなど、農業者の事務負担の軽減に努めるものとする。
- 4 地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の

法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

5 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。

6 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（3）に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業（経営体育成支援事業実施要綱第3の1の（2）及び2の（2）に掲げる事業をいう、以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から都道府県知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第10号）により行うものとする。

なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、原則として補正を行うものとする。

また、目標年度の翌年度以降に当該成果目標のうち必須目標が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該成果目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、成果目標の達成状況の報告については、別記の第2（1のなお書きを除く。）及び第3の規定によるものとする。

附 則（令和3年1月28日付け2経営第2557号）

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別紙様式第2号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月20日付け3経営第2243号）

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月2日付け4経営第2045号）

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月30日付け5経営第2013号）

- 1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記1の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月25日付け6経営第1639号）

- 1 この要綱は、令和6年12月25日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記の第2及び第3の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月7日付け7経営第970号）

- 1 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

別記

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めている地域等において経営発展に向けた意欲的な取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い手支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

担い手支援計画に基づき実施する事業については、原則として地域計画が策定されている地域（担い手支援計画の承認を受ける年度に策定が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。）内で行われるものとする。

（1）担い手支援計画に基づき実施する事業のうち地域農業構造転換支援対策は、以下のア及びイの要件を満たす地域計画が策定されている地域内で行われるものとする。

ア 地域計画の担い手への農用地の集積（認定農業者（基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）、認定就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）及び市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）に示す目標水準を達成している農業者への農用地の集積をいう。以下同じ。）に関する目標の将来の目標とする集積率（以下「目標集積率」という。）が現状の集積率（以下「現状集積率」という。）より減少するものでないこと。

イ 目標集積率が6割以上であること。

ただし、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が中間農業地域又は山間農業地域である場合には、5割以上であること（都府県に限る。）。

（2）担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

4 事業内容等

(1) 担い手確保・経営強化支援対策及び地域農業構造転換支援対策

ア 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）を対象として助成を行うことができるものとする。

ただし、2の（1）の担い手支援計画の承認を受ける年度に策定が確実であると事業実施主体が認める地域にあっては、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者。

イ 助成対象となる事業内容等

（ア）事業実施主体は、次に掲げる対策を対象として助成を行うことができる。なお、助成対象者は次に掲げる a 及び b の対策を併せて実施できないものとする。

a 担い手確保・経営強化支援対策

助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出など意欲的な取組による付加価値額の拡大などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって、当該取組の実施に要する経費についてプロジェクト融資を受けるものであることとする。ただし、アの市町村が認める者については、プロジェクト融資を受けないで行う取組も対象とするものとする。

（a）農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得

（b）農地等の改良又は造成

b 地域農業構造転換支援対策

助成の対象となる事業内容は、助成対象者の農地引受力の向上など意欲的な取組により自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組とする。ただし、次に掲げる（c）の取組は、（a）及び（b）と併せて実施できないものとする。

（a）農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の改良若しくは取得

（b）農地等の改良又は造成

（c）リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入

（イ）（ア）の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 単年度で完了すること。

b 事業費（リース導入の場合はリース物件購入価格。以下同じ。）が整備内容ごとに50万円以上であること。

なお、事業の対象となる機械等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械又は中古施設（以下「中古機械等」という。）である場合に

は、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

- c 原則として、事業の対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、同令第3条による耐用年数（以下「中古資産耐用年数」という。）が2年（リース導入の場合はリース期間）以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間（リース導入の場合はリース期間）以上の保証があるものに限る。）。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

- (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

- i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
- ii 農業経営において真に必要であること。
- iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。

- (b) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、（a）のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

- e 導入等を予定している機械等が、助成対象者の成果目標の達成に直結するものであること。

- f 導入等を予定している機械等が、既存の機械等の代替として、同種・同能力等のものを再度導入等（いわゆる更新）するものではないこと。

- g 本事業以外の国の補助事業、国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

- h 都道府県知事が事業実施主体に対して行う担い手支援計画の承認以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業等を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は導入等の完了した機械等を本事業に切り替えて導入等するものでないこと。

- i 助成対象者が、過去に本事業（新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策のみの実施による場合を除く。以下この i において同じ。）、経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ又は地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型を除く。））又は農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプを除く。）（以下「本事業等」という。）により機械等を導入等している場合にあっては、次に該当するものであること。

ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去に実施した本事業等の成果目標の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合、又は目標年度の翌年度以降であって、地域農業構造転換支援対策で新たに設定する必須目標を達成すると認められる場合は、この限りではない。

- (a) 本事業により機械等を導入等している場合は、目標年度に成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書で確認されている場合に限る。）。
- (b) 経営体育成支援事業により機械等を導入等している場合は、目標年度までに成果目標を達成（選択目標又は事業関連取組目標についてはおおむね達成）していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている経営体育成支援事業目標達成状況報告書で確認されている場合に限る。）。
- (c) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ又は地域担い手育成支援タイプ）により機械等を導入等している場合は、目標年度までに成果目標を達成（事業関連取組目標についてはおおむね達成）していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業実施状況報告書及び評価報告書で確認されている場合に限る。）。
- (d) 農地利用効率化等支援交付金により機械等を導入等している場合は、目標年度までに成果目標を達成（必須目標以外の目標についてはおおむね達成）していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること（既に報告されている農地利用効率化等支援交付金の事業実施状況報告書及び評価報告書で確認されている場合に限る。）。
- j 導入等する機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年であって、9の(1)のアに規定する処分制限期間満了までであること。

k 導入を予定している機械等の販売店やメーカー、ICTベンダー等が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約が、原則として、GLに準拠するものであること。

l 導入を予定している機械がトラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、API（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、農機データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定していること。ただし、導入を予定している機械等のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと認められる場合についてはこの限りではない。

m 助成対象者が家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第2の飼養衛生管理基準の上欄に掲げる対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が家畜の増頭又は農場の規模拡大を図るものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。

（ウ）農業用機械をリース導入する場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

a 助成対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、事業実施主体は、助成対象者が選定した機械の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ助成金を支払うこと。

b リース期間は、3年以上で法定耐用年数以内又は中古資産耐用年数以内（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による保証期間以内）であること。

c リース契約に当たっては、助成対象者の必須目標が達成されない場合には、リース期間の延長等の適切な対応が可能となるよう配慮すること。

ウ プロジェクト融資

プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

（ア）農業協同組合

（イ）農業協同組合連合会

（ウ）農林中央金庫

（エ）株式会社日本政策金融公庫

（オ）沖縄振興開発金融公庫

（カ）株式会社商工組合中央金庫

（キ）独立行政法人奄美群島振興開発基金

- (ク) 銀行
- (ケ) 信用金庫
- (コ) 信用協同組合
- (サ) 都道府県

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について、次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人にあつては7,200万円）

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあつては6,000万円）

(イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

事業実施主体は、基金協会に対して次の指導を行うものとする。

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ）における追加的信用供与補助事業及び農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）における追加的信用

供与補助事業（以下「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。）については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

5 成果目標

（1）本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、担い手確保・経営強化支援対策の助成対象者については付加価値額の1割以上の拡大（市町村が認める者については付加価値額の拡大）、地域農業構造転換支援対策の助成対象者については、事業実施地区内における経営面積の3割以上の拡大又は4ha以上の拡大のいずれかとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者に、別表1（事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準）（以下「目標水準表」という。）に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

（2）本事業の成果目標の目標年度は、6の（2）による担い手支援計画の承認を受けた年度（以下「担い手支援計画承認年度」という。）の翌々年度とする。

6 実施手続

（1）担い手支援計画の作成

ア 事業実施主体は、次の事項を定める担い手支援計画を作成するものとし、担い手支援計画の作成に当たっては、事業実施地区が属する市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関との調整を行うものとする。また、その際の担い手支援計画の作成は、助成対象者の別表4の配分基準表（以下「配分基準表」という。）においてポイント化した項目、成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、担い手確保・経営強化支援計画書（別紙様式第1号）により行うものとする。

（ア）事業実施地区の成果目標

（イ）事業実施計画

（ウ）その他必要な事項

イ 担い手支援計画の作成に当たっては、助成対象者や助成対象事業内容等に係る要件充足状況等を的確に把握する等の観点から、助成対象者等に確認の上、関係書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データ等の写しをもって代えることができるものとする。

ウ 個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有すること並びに事業実施主体が行う事業効果等の検証・説明に必要な調査、報告又は資料の提出に協力することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。なお、農産物の輸出に向けた取組を行う助成対象者の取組内容については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）に情報提供を行うものとする（担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（別紙様式第1号別添1）のⅣの（4）において情報提供に同意していない場合を除く。）。

（2）担い手支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、（1）で作成した担い手支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた担い手支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該担い手支援計画の承認を行うものとする。

（ア）5の成果目標が事業実施地区が属する市町村の基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び地域計画に即したものであること。

（イ）助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営発展効果の発現が見込まれるものであり、目標水準表に基づき、必須目標項目（担い手確保・経営強化支援対策の助成対象者が配分基準表の項目欄の②経営面積の拡大以降の各項目について、また地域農業構造転換支援対策の助成対象者が配分基準表の項目欄の①付加価値額の拡大以降の各項目について今後の取組に基づきポイント化している場合は、必須目標項目及び当該ポイント化した項目に対応する目標項目）について目標年度までの各年度における数値目標を設定し、経営発展に取り組むものであること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、該当する各助成対象者は必須目標項目の付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定しているものとみなす。

- a 認定就農者など農業経営の現況に関するデータが存在しない者であって、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画（以下「認定就農計画」という。）などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額が目標となっている場合。
- b 就農後5年度以内の者であって、認定就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額又は現状の付加価値額に1.1を乗じた付加価値額のうち、

いずれか高いものが付加価値額の目標となっている場合（親族が経営する農業経営体に就農した者を除く。）。

（ウ）助成対象者の成果目標は、事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、目標年度の目標値が担い手支援計画承認年度における値に比べ改善されるものであるとともに、事業実施地区の生産構造の改善につながるものであること。また、成果目標の設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっていること。

（エ）助成対象者が過去に本事業等を実施している場合にあっては、特段の事情なく、現状値が過去の本事業等による成果目標の達成状況を下回っていないこと等、過去に実施した本事業等との整合が図られていること。

（オ）事業実施地区が２に規定する地区に該当していること。

（カ）助成対象者が認定農業者である場合には、当該助成対象者の経営体調書の内容が基盤強化法第12条第１項の認定を受けた農業経営改善計画（特定農業法人の場合には、同法第23条第１項の認定を受けた特定農用地利用規程（同法第23条第７項に規定するものをいう。））に即したものであること。

（キ）助成対象者が認定就農者である場合には、認定就農計画に即したものであること。

（ク）助成対象となる事業内容が、４の（１）のイの規定に適合するものであること。

（ケ）事業実施主体が事業実施前に行う本事業に対する要望の把握に際して、農業者に対して十分な周知期間を確保していること。

（コ）地域農業構造転換支援対策において農業用機械をリース導入する場合にあっては、助成対象者の成果目標に加えて、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること等が地域計画等で確認できること。

ウ 都道府県知事は、担い手支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする担い手支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、担い手確保・経営強化支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第２号）により行うとともに、担い手支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（別紙様式第３号）を作成し添付するものとする。

エ 事業実施主体は、承認を受けた担い手支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該担い手支援計画の写しを送付するものとする。

（３）事業の着工

ア 事業実施主体は、助成対象者が事業に着工（機械等の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うよう指導するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」とい

う。)における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札、複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減（リース導入の場合は、事業費に諸費用を加えた額の低減）に向けた取組を行うよう周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届が提出されている場合は、この限りでない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

7 担い手支援計画の重要な変更

担い手支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、6の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業実施地区の変更

(3) 助成対象事業内容の新設

8 事業の完了

(1) 本事業は、原則として担い手支援計画承認年度において事業を完了するものとする。

(2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

9 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものとする。

（１）管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リース導入の場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）を作成し、整備保存させるものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

（２）財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、（１）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

（３）災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて（２）の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

（４）増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械

等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要に応じて、
(2) の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第2 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画承認年度から目標年度の前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うことができるものとする。

また、担い手支援計画承認年度及び目標年度前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者については、目標年度における必須目標の確実な達成を図るため、支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第3の事業の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した目標未達成理由等の報告書（別紙様式第5号）に準じて作成した報告書を添付の上、第1の7に規定する担い手支援計画の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 3 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき（必須目標が達成されていないとき又は選択目標がおおむね達成されていないときをいう。以下同じ。）その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 4 地方農政局長は、3による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあっては3による報告）を取りまとめ、公表するものとする。
- 6 地方農政局長は、3による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うことができるものとする。

事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び地域への影響等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第5号）により併せて報告するものとする。

また、必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、必須目標の早期・確実な達成を図るため、目標未達成の理由等を分析の上、専門家等を活用して、重点的な指導を行うものとする。

なお、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、担い手支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うとともに、必要に応じてその状況を地方農政局長に報告し、連携して対応するものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該必須目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) 担い手確保・経営強化支援対策

ア 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金（国が本事業により補助するものに限る。以下同じ。）の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の（ア）から（ウ）までのうち最も低い額（助成対象者が市町村が認める者である場合は、（ア）又は（ウ）のいずれか低い額）を限度とする。

（ア）助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額

（イ）助成の対象となる経費のうちプロジェクト融資額

（ウ）助成の対象となる経費からプロジェクト融資額及び地方公共団体等による助成額（農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。）を控除して得た額

(2) 地域農業構造転換支援対策

事業実施主体ごとの助成金は、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの以下に掲げる助成金の額を合計した額とする。

ア 事業実施主体が第1の4の（1）のイの（ア）のbの（a）又は（b）を実施する助成対象者に交付する助成金の額は、助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額以内とする。

イ 事業実施主体が第1の4の（1）のイの（ア）のbの（c）を実施する助成対象者に交付する助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」 $\times$ $\frac{3}{7}$ 以内

ただし、当該リース物件のリース期間を4年未満とする場合にあっては、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（リース期間（1 か月未満は切り捨て）／7 年間）×0.75以内

（3）追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、担い手支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1 を乗じて得た額に相当する額とする。

（4）附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1 以内の額とする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表2 に定める附帯事務費の率を乗じて得た額以内とし、補助対象範囲は、別表3（附帯事務費の使途基準）に定めるとおりとする。

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、（1）で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業費（追加的信用供与補助事業費を除く。）が大きい助成対象者に優先して配分するものとする。

（1）助成対象者の取組内容を配分基準表に基づきポイント化し、当該ポイントに別表5（地区配分基準表）による点数を合計した配分基準ポイントを算出する。

（2）配分予定額のうち地域農業構造転換支援対策を支援するために設定する額の範囲内で、

（1）で算出した配分基準ポイントの高い順に、地域農業構造転換支援対策を実施する各助成対象者の要望額又は（8）に掲げる上限額のうちいずれか低い額から当該事業実施地区に係る地域農業構造転換支援対策の実施に必要な額として算定する。

（3）配分予定額のうち担い手確保・経営強化支援対策において労働力不足の解消や生産性の向上等を図る省力化農業への転換に係る取組を優先して支援するために設定する額（以下「省力化農業転換優先枠」という。）の範囲内で、（1）で算出した配分基準ポイントの高い順に、各事業対象者の事業費のうち当該助成対象者が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6 年法律第63号）に基づき、生産方式革新実施計画（同法第7 条第1 項に定める生産方式革新実施計画をいう。）の認定を受けた計画の活動に関連する機械等の事業費が2分の1 を超える助成対象者の要望額又は（8）に掲げる上限額のうちいずれか低い額を算出し、（1）で算出した配分基準ポイントの高い順に、各助成対象者の事業費のうち省力化農業の推進に必要な機械等の事業費が2分の1 を超える助成対象者の要望額又は（8）に掲げる上限額のうちいずれか低い額から省力化農業への転換に係る取組に必要な額を算出する。

（4）配分予定額のうち担い手確保・経営強化支援対策において環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組を優先して支援するために設定する額（以下「みどり農業推進優先枠」という。）の範囲内で、（1）で算出した配分基準ポイントの高い順に、各助成対

象者の事業費のうち当該助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画（同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた計画の活動に関連する機械等の事業費及び目標年度における化石燃料使用量の15%以上の削減又は化学肥料使用量の20%以上の削減を図る機械等の事業費が2分の1を超える助成対象者の要望額又は（8）に掲げる上限額のうちいずれか低い額から環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組に必要な額を算出する。

- （5）省力化農業転換優先枠及びみどり農業推進優先枠以外の配分予定額の範囲内で、（1）で算出した配分基準ポイントの高い順に、各助成対象者の要望額（（3）及び（4）で算出対象となった助成対象者に係る要望額を除く。）又は（8）に掲げる上限額のうちいずれか低い額に（3）及び（4）で算出した額を加算した額を当該事業実施地区に係る担い手確保・経営強化支援対策の実施に必要な額として算定する。
- （6）地域農業構造転換支援対策は、以下のア及びイの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）が策定されている地域内で本事業を実施する場合は、優先して支援するために地域農業構造転換支援対策の額の範囲内で（1）で算出した配分基準ポイントの高い順に配分する。

ア 地域計画の目標集積率が現状集積率より減少するものでないこと。また、次に掲げる（ア）又は（イ）を満たすものであること。

（ア）目標集積率が8割以上であること。

（イ）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合には、次に掲げる a から c のいずれかを満たすものとする（都府県に限る。）。

a 現状集積率が5割未満の場合にあつては、目標集積率が6割以上であること。

b 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあつては、目標集積率が現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。

c 現状集積率が6割以上の場合にあつては、目標集積率が6割以上であること。

イ 地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合（受け手不在農地の面積の割合。以下同じ。）が次に掲げる（ア）又は（イ）を満たすものであること。

（ア）農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。

（イ）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

- (7) (5)により算定された額に係る追加的信用供与補助事業及び附帯事務費のうち市町村附帯事務費の額を算定する。
- (8) 担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者ごとの上限額は、第1の4の(1)のアの(ア)のうち市町村が認める者を除く者については、法人の場合は3,000万円、法人以外の者の場合は1,500万円とし、市町村が認める者については100万円とする。また、地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者ごとの上限額は、市町村が認める者を除く者については1,500万円、市町村が認める者については100万円とする。
- 3 国は、2により都道府県に配分した額に不用が生じることが明らかになったときは、配分額の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付した額の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第5 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 事業実施主体は、基金協会に対し次の指導を行うとともに、助成金の管理等の状況について都道府県知事に報告するよう指導するものとする。
- なお、この場合において、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とするものとする。
- (1) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の4の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
- $$(A) = (B) \times (C) / (D)$$
- (A) は、信用基金に納付する額
- (B) は、償却補填経費に充てる助成金の額
- (C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
- (D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。）
- (2) 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。
- (3) 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。）、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。
- なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の4の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を上記の返還する額に加えるものとする。

(A) = (B) - (C)

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額（(4)の返還済額を除く。）

(C) は、基金協会が第1の4の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

(4) 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額がある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

2 都道府県知事は、1の基金協会からの報告について、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくとともに、助成対象者に対しても同様の指導を行うものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 担い手支援計画関係書類

(助成対象者の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び担い手支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料
- (3) 導入等した機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（別紙様式第6号）

(事業実施主体の場合)

- (1) 配分基準表等に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び担い手支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（別紙様式第6号）
- (6) 担い手支援計画の根拠となる資料
- (7) 第2の目標達成状況の報告等及び第3の事業の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書

- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
- (4) その他

3 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

7 その他必要と認められる書類

助成対象者及び事業実施要望者から提出等のあった書類及び助成対象者に送付等した書類であって、整理保存が必要と認められるもの

第7 フォローアップ

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、支援機関、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別表 1

事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準	
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。	
付加価値額の拡大	担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者	現状より付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下同じ。）の1割以上の拡大を行う。
	担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者	現状より付加価値額の拡大を行う。
地区内での経営面積の拡大	地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者	事業実施地区内において現状の経営面積より3割以上又は4 h a 以上の拡大を行う。
選択目標	配分基準表により、今後の取組に基づきポイント化している場合、当該ポイント化した項目に対応する成果目標を必ず設定すること。	
①経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。	
②農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売への取組、有機J A S の認証取得等により、農産物の価値向上を行う。または、異分野の事業者との連携等により農産物の加工や新たな市場の開拓を行う。	
③農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開を行う（品目転換を行うことを含む。）。	
④農業経営の法人化	農業経営の法人化を行う。	
⑤青色申告の取組	青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。	
⑥環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減又は環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける。	
⑦農作業の共同化	自らの経営にかかる農作業について、他の農業者と共同して行う。	

⑧労働時間の縮減	省力化技術の導入、栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑨輸出の取組	G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへの登録を行い、農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む。）。
⑩付加価値額の拡大 （地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者）	現状より付加価値額の1割以上の拡大を行う。

（注）選択目標は、原則として、助成対象者の取組全体を対象として設定するものとする。

別表 4

配 分 基 準 表

項 目	配 点 の 水 準	点 数
①付加価値額の拡大	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大率の目標が担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者にあつては（ア）、担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者にあつては（イ）に該当している。ただし、⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。 （ア）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））	
	a 現状の付加価値額の10%以上の増加	1 点
	b 現状の付加価値額の15%以上の増加	2 点
	c 現状の付加価値額の20%以上の増加	3 点
	d 現状の付加価値額の30%以上の増加	4 点
	e 現状の付加価値額の40%以上の増加	5 点
	f 現状の付加価値額の50%以上の増加	6 点
	g 現状の付加価値額の60%以上の増加	7 点
	（イ）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））	
	a 現状から3%以上の増加	1 点
	b 現状から10%以上の増加	2 点
	c 現状から16%以上の増加	3 点
	d 現状から21%以上の増加	4 点
	e 現状から25%以上の増加	5 点
	f 現状から28%以上の増加	6 点
	g 現状から30%以上の増加	7 点

イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント

目標年度の付加価値額の拡大額の目標（⑩新規就農のポイント加点を受ける者の場合は目標年度の付加価値額の目標）が⑩新規就農のポイント加点を受ける者にあつては（ウ）、それ以外の者であつて担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者にあつては（イ）、担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者にあつては（ア）のいずれかに該当している。

（ア）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であつて担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者）

a 100万円以上	1点
b 150万円以上	2点
c 300万円以上	3点
d 400万円以上	4点
e 650万円以上	5点
f 1,000万円以上	6点
g 1,500万円以上	7点

（イ）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であつて担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者）

a 50万円以上	1点
b 60万円以上	2点
c 70万円以上	3点
d 80万円以上	4点
e 100万円以上	5点
f 120万円以上	6点
g 150万円以上	7点

（ウ）付加価値額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者）

a 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	2点
b 基準額の10%増し以上	3点

	c 基準額の20%増し以上	4 点
	d 基準額の30%増し以上	5 点
	e 基準額の40%増し以上	6 点
②経営面積 の拡大	担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者にあつてはア、担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者にあつてはイのいずれかの取組に該当している。 ア 経営面積の拡大（対象：担い手確保・経営強化支援対策を実施する助成対象者のうち市町村が認める者以外の者及び地域農業構造転換支援対策を実施する助成対象者）	
	a 目標年度に現状よりも20ha（施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	7 点
	b 目標年度に現状よりも10ha（施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	6 点
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5 点
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4 点
	e 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3 点
	f 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2 点
	g 上記 a から f までに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 点
	イ 経営面積の拡大（対象：担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者）	
	経営面積の拡大を行うこととしている。	2 点

③農産物の 価値向上	事業実施前３年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。	１点 ただし担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者の場合は２点。 なお、有機ＪＡＳの認証を受けている場合又は受けることとしている場合は、１点加点する。										
④農業経営 の複合化	<table><tr><td>ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。</td><td>１点</td></tr><tr><td colspan="2">イ 品目転換について、a 又はb の取組に該当している。</td></tr><tr><td>a 事業実施前３年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の３割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。</td><td>１点</td></tr><tr><td>b 事業実施前３年度内に経営面積又は農産物売上高の４割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。</td><td>２点</td></tr></table>	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	１点	イ 品目転換について、a 又はb の取組に該当している。		a 事業実施前３年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の３割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１点	b 事業実施前３年度内に経営面積又は農産物売上高の４割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	２点			
ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	１点											
イ 品目転換について、a 又はb の取組に該当している。												
a 事業実施前３年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の３割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１点											
b 事業実施前３年度内に経営面積又は農産物売上高の４割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	２点											
⑤経営管理 の高度化	<table><tr><td>ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。</td><td>１点</td></tr><tr><td>イ GLOBALG. A. P. 又はAS I A G A Pの認証を取得している。</td><td>１点</td></tr><tr><td>ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。</td><td>１点</td></tr><tr><td>エ 農業版BCP（事業継続計画）（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）を策定している。</td><td>１点</td></tr><tr><td>オ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。</td><td>１点</td></tr></table>	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	１点	イ GLOBALG. A. P. 又はAS I A G A Pの認証を取得している。	１点	ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１点	エ 農業版BCP（事業継続計画）（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）を策定している。	１点	オ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	１点	
ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	１点											
イ GLOBALG. A. P. 又はAS I A G A Pの認証を取得している。	１点											
ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１点											
エ 農業版BCP（事業継続計画）（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）を策定している。	１点											
オ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	１点											
⑥環境配慮 の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 事業実施前３年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 イ 環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は目標年度までに受けることとしている。	１点										

⑦農作業の 共同化	[対象：担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者] 担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。		2点
⑧労働時間 の縮減	省力化技術の導入、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について a から c の取組に該当している。		
	a	目標年度までに10%以上縮減する。	1点
	b	目標年度までに20%以上縮減する。	2点
	c	目標年度までに50%以上縮減する。	3点
⑨輸出の取 組	農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む。）。	1点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む。）を行っている場合には、1点加点する。 b 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている場合には、1点加点する。 c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける場合には、1点加点する。 d フラッグシップ輸出産地に参画している場合には、1点加点する。	
⑩新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、3点加点する。 b 就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合には、1点加点する。	
⑪農業者の 育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合には、1点加点する。 b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合には、独立した農業研修生1名につき1点（3名以上は一律に3点）加点する。	

⑫女性の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。） イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの	3点
⑬関係機関等によるサポート体制の構築	本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営・就農支援センター等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。	1点
⑭中山間地域での取組	[対象：担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者] 担い手確保・経営強化支援対策を実施する市町村が認める者であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。	0.5点

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、助成対象者の取組により算定するものとする。
- 2 営農類型は、別紙様式第3号別添1に規定する「整理番号表」の②の営農タイプの区分に基づくものとする。
- 3 ⑤経営管理の高度化の配点の水準欄のアのうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。
- 4 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 5 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輪国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。
- 6 ⑬関係機関等によるサポート体制の構築に該当するとして加点する場合は、農業協同組合・農業協同組合連合会等の関係機関又は農業経営・就農支援センター等の支援機関が、当該助成対象者の経営発展に向けて具体的な支援内容・方法を記載したサポート計画を提出している場合に限るものとする。

別表 5

地 区 配 分 基 準 表

項 目	配 点 の 水 準	点 数
①担い手への 農地集積	事業実施要望地区における地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	助成対象者のポイントに1点 加点する。
②農地集積割 合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の地域の担い手への農地集積の取組を進め、3年度前より地区の地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	助成対象者のポイントに1点 加点する。 ただし、左記のうち事業実施 前年度から増加した農地集積面 積のうち3割以上が農地中間管 理機構を活用している場合は助 成対象者のポイントに2点を加 点する。
③地区の状況	事業実施要望地区が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域である。	助成対象者のポイントに0.5 点加点する。